

4月1日から始まる新たな保育サービス

病児保育と休日保育をご利用ください

■病児・病後児保育とは…子どもが病気で看病が必要だが、会社も休めない場合に、子どもを施設で預かります。

【病児保育】(新規に実施する事業です)

- 対象となる子…病気の回復期に至らない、かつ症状の急変が認められない状態の満1歳～小学生までの子ども
- 実施施設…国際医療福祉大学金丸こども園
- 利用料…1日あたり2,000円(生活保護・市民税非課税世帯は無料)

【病後児保育】(実施する施設を追加しました)

- 対象となる子…病気の回復期にあり、医療機関による治療の必要はないが、安静が必要な小学生までの子ども
- 実施施設…保育園ベビーエンゼル(※生後2か月からお預かり)
(新規)国際医療福祉大学金丸こども園(※満1歳からお預かり)
- 利用料…1日あたり500円(生活保護・市民税非課税世帯は無料)

【共通事項】

- 保育時間…月曜～金曜の午前8時～午後6時(土曜・日曜・祝日・年末年始除く)
- 利用方法…①市への登録、②施設への予約、③医師の診察および診療情報提供書の受領、④当日の預かり
- 事前登録…在園児・在校生は在籍の施設を通じて、その他の方は、3月6日(月)から子ども幸福課で受付。

■休日保育とは…日曜・祝日も平日と同じ保育要件(就労など)で保育が必要な子どもを預かります。

- 登録できる児童…保護者がともに常態的に日曜・祝日に就労されている、市内在住かつ保育園等に在園の生後6か月～就学前の児童(保護者の休日就労証明などが必要となります。)
- 開所時間…日曜・祝日の午前8時～午後5時(12月30日～1月3日は除く)
- 利用料金…毎月の保育料に含まれます。ただし、原則、週7日の保育利用は認められません。(代替休園日の設定)
- 実施施設…国際医療福祉大学金丸こども園
- 申込方法…事前登録・子どもの面接を行います。4月の利用希望者は、3月13日(月)～18日(土)午前9時～午後5時に申込先へ電話で申し込み。その後、3月21日(火)～25日(土)午後1時～午後5時までの時間で実施施設で面接を行います。
- 申込先…国際医療福祉大学金丸こども園 TEL(48)6610

※利用方法など詳しくは、市ホームページまたは下記へお問い合わせください。

問 子ども幸福課 東1階 TEL(23)8769

空家特措法が施行されました

空き家を所有する方へ 適正な管理をお願いします

近年、適正に管理をされない空き家が増え、防災、衛生、景観などのさまざまな面で問題が起きています。そうした空き家問題への対策のため、「空家等対策の推進に関する特別措置法(空家特措法)」が全面施行されました。

市でも今後、「特定空家等」と判定された空き家の所有者に対して、助言または指導、勧告、命令などの措置を行います。空き家の所有者の方につきましても、今まで以上に空き家の管理に気を配っていただきますようお願いいたします。

●「特定空家等」に該当する空き家…次の4項目のいずれかに当てはまる空き家が対象です。

- ①そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となる恐れのある状態のもの
- ②著しく衛生上有害となる恐れのある状態のもの
- ③適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態のもの
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のもの

●特定空家等の所有者に対する措置について

- ▶特定空家等と判断すべきか調査するため、建物の立ち入り調査を行います。
- ▶除却、修繕、立木竹の伐採などの措置の助言または指導、勧告、命令などを行います。
- ▶助言や指導に従わず、空き家の状態が改善されない場合は勧告を行います。勧告をされた場合は特定空家等に係る敷地について、住宅用地の特例(固定資産税と都市計画税の軽減)の対象外となります。
- ▶命令に記載された期限内に改善がされなかった場合、事前に標識の設置や公告を行ったうえで、行政代執行を行う場合があります。その場合の費用は所有者が負担することとなります。

※特定空家等の判定基準など、詳細は市ホームページまたは下記へお問い合わせください。

<http://www.city.ohatawara.tochigi.jp/docs/2017020800013/>

問 都市計画課 B2階 TEL(23)1916

A 仮設庁舎A棟「政策・せいかつ館」 **B** 仮設庁舎B棟「税・まちづくり館」 **東** 東別館「安心・しあわせ館」

4月1日から開始

障害者手帳などの診断書料を助成します

障害を抱えた方々の経済的な負担の軽減と福祉の向上を図ることを目的として、障害者手帳などの交付申請に添付する診断書料の一部を助成します。

対象(※1)	助成額(※2)	要件(※3)
身体障害者手帳に係る診断書	一通につき 5,000 円を上限	18 歳以上の方は、対象者及び配偶者の市町村民税が非課税の方
精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療(精神通院医療)受給者証に係る診断書	一通につき 3,000 円を上限	18 歳未満の方は、対象者、保護者及びその世帯員全員の市町村民税が非課税の方

※1 平成 29 年 1 月 1 日以降に作成された診断書を対象とします。

※2 限度額未満のものは診断書料の額

※3 施設に入所されている方は、20 歳が要件になります。生活保護、中国残留邦人等支援給付を受給されている方、市税などに滞納のある方は対象となりません。

●申請方法…市指定の申請書に、次の書類を添えて、支払のあった日の翌日から 1 年以内に申請してください。

▶医療機関名、支払日、支払金額が確認できる対象者もしくは申請者宛の領収書の原本またはこれに類するもの

▶大田原市障害者手帳等診断書料助成金請求書

▶その他市長が必要と認める書類(例：口座番号のわかる通帳など)

問 福祉課 **東** 1 階 TEL (23)8921

4月1日から開始

大田原市障害者相談支援センターを開所します

大田原市障害者相談支援センターでは、障害に関する生活上の様々な相談をお受けいたします。なお、那須地区障害者相談支援センターは 3 月 31 日で廃止となります。

●場所…大田原市若草 1 丁目 8 3 2 (大田原市保健センター内)

●開所日…月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※来所または訪問による相談は、あらかじめ電話にてご連絡ください。

問 大田原市障害者相談支援センター TEL (20)6751

福祉課 **東** 1 階 TEL (23)8921

大田原ものづくり教育研究室

問 ものづくり研究教室 TEL (28)3180

親子で楽しむ「ものづくり」

「もの」を作り出すことの楽しさや「もの」を大切に作る心の育成、さらには家族の絆を強めることを願って「親子アイデアおもちゃコンクール」を開催し、結果は次のとおりでした。

■親子アイデアおもちゃコンクールの結果

最優秀賞	「妖怪飛ばスアレス」	小川 絢多さん(8歳)・和晃さん(保護者)
優秀賞	「ダンボールギター」	熊谷 侑大さん(6歳)・謙二郎さん(保護者)
優秀賞	「ピンボール」	安藤 綾さん(9歳)・緑さん(6歳)・ 達也さん(保護者)

アイデア賞 「ジェットコースター」 大茄子川 凜さん(6歳)・卓さん(保護者)

■参加者のコメント

「親子で、ものづくりを通して、楽しい時間を共有できました」

「自分の子ども時代を思い出しました」

■コンクールのねらい

「学校でなく、家庭での日々の創意工夫が、すべての出発点」という考えのもとにコンクールの開催をしました。今の時代、既製品が安価で簡単に手にすることができ、「ものを作る、ものを大切にする行為」を子どもたちは忘れていないのではないかと、指を金槌でたたきながら、本立てを作って完成した時や何度もくじけながら作ったラジオが聴けるようになった時など「もの」を作った時の感動は、昔の子どもも現代の子どもも全く変わらない。

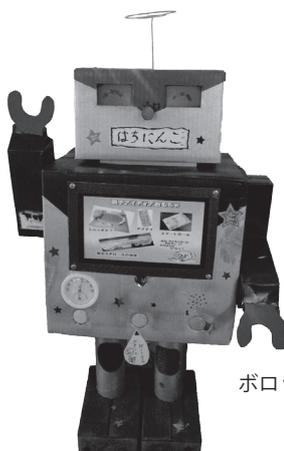
作ることの過程や感動の実体験を大切にしてもらおうことを目的としています。



最優秀賞「妖怪飛ばスアレス」



会場の様子



ロボット「ペーパー」